第 11 回除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止対策に関する専門家検討会 議事概要 平成24年4月20日(金)18:00~ 厚生労働省省議室

- (1) 開催要項·参集者名簿、第10回検討会議事録、検討会第二次報告書(資料1,2,3)
 - ・ 特段の意見なし。
- (2) ガイドライン(案)について(資料4,6)
 - ・ 検討会報告書を基に事務局が作成したガイドライン(案)について事務局より説明。以下、意見等。
 - 第1 趣旨について
 - ・ 特段の意見なし。
 - 第2 適用等について
 - ・ (3)で「汚染土壌等を取り扱う業務」に伐木や枝打ちは不要ではないか。建築物・工作物の解体も 削除すべき。
 - 第3 被ばく線量管理の対象及び方法
 - ・ 1の(2)のウについて、除染のために必要なインフラ整備であっても、除染を先に行った方がよいケースもあるため、書きぶりを変えた方がよい。
 - ・ 3(2)について、転職者の被ばく線量の合算するために、特殊健康診断の被ばく歴の調査で把握することが義務付けられていることをわかりやすく書いてはどうか。
 - ・ 表層に1万 Bq/kg がある場合、外部被ばく線量に影響するため、土壌等の測定は必要なく、汚染検査を行えば良いのでないか。また、表層のみを取り扱う場合などについては、除染等業務に位置づけた方がよいのではないか。
 - ・ 汚染検査は、土壌等の濃度ではなく、2.5 μ Sv/h を超える場合に限ってはどうか。
 - 第4 被ばく低減のための措置
 - ・ 1の(3)の測定、別紙3及び資料6について、空間線量率は、雨等の自然現象による変化の他、JIS で定められている放射線測定器の測定誤差も考慮する必要があるのではないか。
 - 第5 汚染拡大防止、内部被ばく防止のための措置
 - ・ 1の(3)について、特定汚染土壌等の一時保管の規定があるが、作業場所から持ち出さないのであれば、特段の規制は不要ではないか。
 - ・ 3の(1)について、不織布製マスクや使い捨てマスクは、使い捨てにするよう追記して頂きたい。
 - 第6 労働者教育
 - ・ 特段の意見なし。
 - 第7 健康管理のための措置
 - 特段の意見なし。
 - 第8 安全衛生管理体制
 - ・ 特段の意見なし。

- (3) 特別教育テキストについて(資料5)
- 第1章 電離放射線の生体に与える影響及び被ばく線量管理について
 - ・ 除染等業務特別教育テキストと同じ内容であり、特段の指摘なし。
- 第2章 特定汚染土壌等取扱の業務に係る作業に資料する機械等に関する知識について
- ・ 2の(2)のウで、農作物ごとの作業の流れが記載されているが、農家であればテキストに書かなくても 知っている内容ではないか。
- 第3章 特定汚染土壌等取扱の業務に係る作業に使用する機械等に関する知識について
 - ・ 4 特定汚染土壌等の収集・運搬の留意点について、特定汚染土壌等取扱業務は、高濃度の特定 汚染土壌等のみを扱う訳では、汚染されていない土と混ざるため、どこまで措置が必要か議論が必 要。
 - ・ 4の(2) 遮へいは、今回の特定汚染土壌等取扱業務では不要ではないか。

(4) 今後の予定について

- ・ 次回は、5月22日(火)13時30分より、厚生労働省 省議室で開催。
- ・ 追加の意見等は5月17日までに事務局へ提出。
- ・ テキストの第3章の一部の作成を事務局より委員に依頼する。